

△招 集

川越地区消防組合告示第二号

平成二十八年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年三月十六日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十八年三月二十三日 午後一時
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成二十八年三月二十三日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

- 一、日程第一については、会期を一日間と定める。
- 二、日程第二、第三については、補欠選挙により当選した議員の議席の指定及び議席の一部変更並びに特別委員会委員の選任を行う。
- 三、日程第四、第五については、議案提出書を公表し、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 四、日程第六、会議録署名議員指名については、

柿田 有一 議員
高橋 剛 議員 を指名する。

- 五、日程第七については、平成二十七年十月三日以降受理した監査結果を報告する。
 - 六、日程第八については、継続審査となっていた「消防庁舎及び訓練施設等に関すること」について、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。
 - 七、日程第九以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。
 - 八、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、七の例により審議を行う。
- なお、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。
- この予定は、時間延長しても終了する。
- 以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

平成二十八年三月二十三日 午後一時開議

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 日程第一 | 会期決定について |
| 日程第二 | 議席の指定及び一部変更について |
| 日程第三 | 選任第一号 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員の選任について |

- | | |
|-------|--|
| 日程第四 | 議案提出書の公表について |
| 日程第五 | 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について |
| 日程第六 | 会議録署名議員指名について |
| 日程第七 | 監査結果の報告について |
| 日程第八 | 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて |
| 日程第九 | 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 日程第一〇 | 川越地区消防組合行政不服審査法施行条例を定めることについて |
| 日程第一一 | 議案第三号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて |
| 日程第一二 | 議案第四号 川越地区消防組合消防職員の退職管理に関する条例を定めることについて |
| 日程第一三 | 議案第五号 川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 日程第一四 | 議案第六号 川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 日程第一五 | 議案第七号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて |
| 日程第一六 | 議案第八号 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 日程第一七 | 議案第九号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 日程第一八 | 議案第一〇号 平成二十七年川越地区消防組合一般会計補正予算（ |

第一号

日程第一九 議案第一一号 平成二十八年川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員(一三人)

- | | | | | | |
|------|-------|----|------|-------|----|
| 第一番 | 小高 春雄 | 議員 | 第二番 | 山田 敏夫 | 議員 |
| 第三番 | 爲水 順二 | 議員 | 第四番 | 片野 広隆 | 議員 |
| 第五番 | 荻窪 利充 | 議員 | 第六番 | 桐野 忠 | 議員 |
| 第七番 | 明ヶ戸亮太 | 議員 | 第八番 | 中原 秀文 | 議員 |
| 第九番 | 柿田 有一 | 議員 | 第一〇番 | 高橋 剛 | 議員 |
| 第一一番 | 近藤 芳宏 | 議員 | 第二一番 | 小林 薫 | 議員 |
| 第三一番 | 江田 肇 | 議員 | | | |

△欠席議員(なし)

△地方自治法第二百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

- | | |
|----------|--------|
| 管理者 | 川合 善明 |
| 副管理者 | 飯島 和夫 |
| 〃 | 風間 清司 |
| 会計管理者 | 松田 裕二 |
| 消防局長 | 斉木 利之 |
| 次長 | 柴崎 正治 |
| 〃 | 高野 春雄 |
| 〃 | 木村 圭夫 |
| 川越北消防署長 | 吉田 利政 |
| 川越中央消防署長 | 岸 康弘 |
| 川越西消防署長 | 比留間 富雄 |

△議場に出席した職員

- | | |
|--------|--------|
| 川島消防署長 | 島村 宏 |
| 総務課長 | 澤田 英司 |
| 予防課副課長 | 藤崎 進 |
| 警防課長 | 島村 昭仁 |
| 救急課長 | 吉田 和広 |
| 指揮統制課長 | 谷島 忠雄 |
| 書記長 | 佐藤 美智子 |
| 書記 | 長谷 正昭 |
| 〃 | 西村 政徳 |
| 〃 | 大森 康孝 |

△開 会(午後一時十八分)

○片野広隆議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十八年三月二十三日開会の川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。これより開会いたします。

○片野広隆議長 直ちに会議を開きます。

御報告申し上げます。

去る平成二十七年十一月二十七日に当選されました江田肇議員につきましては、特別委員会条例第二条によりその例によることとされた川越市議会委員会条例第八条第一項ただし書きにより、議長において十一月三十日に消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員に指名いたしました。

また、去る二月五日、川口啓介議員から一身上の都合により川越地区消防組合議会議員を辞職したい旨の願いが提出されましたので、地方自治法第二百九十二条の

準用規定に基づき、同法第二百二十六条ただし書きの規定により、二月八日にこれを許可いたしました。

以上で、報告を終わります。

△日程第一 会期決定について

○片野広隆議長 日程に入りませう。日程第一、会期決定についてを議題といたします。お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議席の指定及び一部変更について

○片野広隆議長 日程第二、議席の指定及び一部変更についてを議題といたします。今回新たに当選されました江田肇議員及び明ヶ戸亮太議員の議席は、会議規則第一条によりその例によることとされた川越市議会会議規則第四条第二項の規定により、議長において指定します。

江田肇議員は議席番号第六番に、明ヶ戸亮太議員は議席番号第十二番に指定いたします。

続いて、今回新たに当選されました議員の議席の指定に関連し、会議規則第一条によりその例によることとされた川越市議会会議規則第四条第三項の規定により、議席の一部を変更したいと思えます。その議席番号及び氏名を書記をして朗読いたさせます。

(西村政徳書記 朗読)

第六番、桐野忠議員、第七番、明ヶ戸亮太議員、第十二番、小林薫議員、第十三番、江田肇議員。

○片野広隆議長 お諮りいたします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定しました議席にそれぞれ移動をお願いいたします。(議席の移動)

△日程第三 選任第一号 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員の選任について

○片野広隆議長 日程第三、選任第一号、消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

今回新たに当選されました明ヶ戸亮太議員の消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。本件選任については、特別委員会条例第二条によりその例によることとされた川越市議会委員会条例第八条第一項により、明ヶ戸亮太議員を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員に指名したいと存じます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、明ヶ戸亮太議員を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

△日程第四 議案提出書の公表について

○片野広隆議長 日程第四、議案提出書の公表についてを議題といたします。管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

(西村政徳書記 朗読)

川消総発第一五二九号

平成二十八年三月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

議案の提出について(通知)

平成二十八年本組合議会第一回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

- 一 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - 二 川越地区消防組合行政不服審査法施行条例を定めることについて
 - 三 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
 - 四 川越地区消防組合消防職員の退職管理に関する条例を定めることについて
 - 五 川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - 六 川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - 七 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
 - 八 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - 九 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - 一〇 平成二十七年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)
 - 一一 平成二十八年川越地区消防組合一般会計予算
- 片野広隆議長 以上で、公表を終わります。

△日程第五 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○片野広隆議長 日程第五、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議発第七六号

平成二十八年三月十六日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、三月二十三日午後一時開会の川越地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第一五二二号

平成二十八年三月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

出 席 通 知 書

要求により、平成二十八年本組合議会第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 風間 清司

会計管理者 松田 裕二

消防局長	齊木利之
次長	柴崎正治
〃	高野春雄
〃	木村圭夫
川越北消防署長	吉田利政
川越中央消防署長	岸康弘
川越西消防署長	比留間富雄
川島消防署長	島村宏
総務課長	澤田英司
予防課副課長	藤崎進
警防課長	島村昭仁
救急課長	吉田和広
指揮統制課長	谷島忠雄

△日程第六 会議録署名議員指名について

○片野広隆議長 日程第六、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第八十八
条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。

- 柿田 有一 議員
- 高橋 剛 議員

以上二人の方を指名いたします。

△日程第七 監査結果の報告について

○片野広隆議長 日程第七、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、平成二十七年十月三日以降、本日まで六件の監査結果の提出が
ありましたので、報告いたします。

川消監発第二五号

平成二十七年十月二十三日

川越地区消防組合議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年九月分例
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
する。

川消監発第二七号

平成二十七年十一月二十日

川越地区消防組合議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年十月分例
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
する。

川消監発第二九号

平成二十七年十二月二十四日

川越地区消防組合議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年十一月分
例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提
出する。

川消監発第三〇号

平成二十七年十二月二十四日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第九十九条第四項の規定に基づき、川越地区消防組合の監査を執行
したので、同条第九項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三三三号

平成二十八年一月二十二日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月分
例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提
出する。

川消監発第三五号

平成二十八年二月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年一月分例
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
する。

△日程第 八 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○片野広隆議長 日程第八、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題と
いたします。

本件は、去る平成二十七年十月二日開会の第四回定例会において、地方自治法第
百九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関
する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より、審査の経過並び
に結果について報告を願います。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に
関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、二月二日、川越中央消防署三階講堂において、付議事件であり
ます消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを審査いたしました。

まず、会議に先立ち、入間東部地区消防組合消防本部庁舎の視察を実施しました。
この視察を踏まえて、委員間による意見交換と理事者に対する質疑が行われました。
次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いました。

次に、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合
における重要な課題であり、今後慎重に調査する必要があるため、本日中に調査を
終了することは困難であります。よって、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づ

く継続審査とし、三月定例会終了後、審査いたしたい旨、会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって、本特別委員会の報告を終わります。

平成二十八年三月二十三日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 片野 広 隆 様

○片野広隆議長 以上で、委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより本件の質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十八条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△管理者挨拶

○片野広隆議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 本日は、平成二十八年度の当初予算案を御審議いただきます第一

回定例会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも組合の行政運営に対しまして、格別なる御支援と御鞭撻を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

さて、御承知のとおり、川越市、川島町ともに、厳しい財政状況ではございますが、平成二十八年度の当初予算案といたしましては、平成二十七年度の当初予算対比で一・九%増の五十億四千九百三十八万七千円の予算規模となっております。

主な施策といたしましては、化学消防ポンプ自動車の更新整備のほか、消防資器材等の整備など初動消防力の強化を図るとともに、救急救命士の養成、救急資器材等の整備など救急業務体制の充実、高度化をより一層図っていくこうとするものでございます。

また、平成二十八年度の当初予算案のほか、組合条例の新規定案、一部を改正する条例案並びに本年度の一般会計予算の補正がございます。

詳細につきましては消防局長をして説明いたさせますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安全安心を実感できるまちづくりのため、全力で取り組んでまいりますので、今後とも安全、安心の確保という観点に立ちます組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます、結びといたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○片野広隆議長 以上で、管理者からの発言を終わります。

△日程第九 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正する条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第九、議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十三日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明をお願いします。

（斉木利之消防局長登壇）

○斉木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、川越市において町の区域が新たに画されたことに伴い、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、消防署の管轄区域を規定する別表中、川越中央消防署の項に藤倉一丁目、藤倉二丁目を加えようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を公布の日としようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。一質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第二号 川越地区消防組合行政不服審査法施行条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第十、議案第二号、川越地区消防組合行政不服審査法施行条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合行政不服審査法施行条例を定めることについて

川越地区消防組合行政不服審査法施行条例を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十三日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明をお願いします。

（斉木利之消防局長登壇）

○斉木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合行政不服審査法施行条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。初めに、制定の趣旨でございますが、行政不服審査法の全部改正に伴い、川越地区消防組合行政不服審査法施行条例を制定しようとするものでございます。

制定の内容でございますが、審査請求に係る審理手続等における提出書類等の交

付に係る手数料及び川越地区消防組合行政不服審査会の組織、委員の任期、その他運営に関し、必要な事項について規定しようとするものでございます。

また、附則において、川越地区消防組合特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、当該審査会委員の報酬額を規定するとともに、川越地区消防組合手数料条例の一部改正を行い、所要の規定の整備をしようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を平成二十八年四月一日としようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一 議案第三号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第十一、議案第三号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第三号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。
平成二十八年三月二十三日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○片野広隆議長 提案理由の説明をお願いします。
(斉木利之消防局長登壇)

○斉木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第三号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、制定の趣旨でございますが、行政不服審査法の全部改正に伴い、川越地区消防組合情報公開条例、川越地区消防組合個人情報保護条例及び川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、川越地区消防組合情報公開条例及び川越地区消防組合個人情報保護条例に審理員手続の適用除外規定を加えるとともに、その他所要の規定の整備をしようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を平成二十八年四月一日としようとするものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一二 議案第四号 川越地区消防組合消防職員の退職管理に関する条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第十二、議案第四号、川越地区消防組合消防職員の退職管理に関する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第四号

川越地区消防組合消防職員の退職管理に関する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の退職管理に関する条例を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十三日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明(消防局長)

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

(齊木利之消防局長登壇)

○齊木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第四号、川越地区消防組合消防

職員の退職管理に関する条例を定めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、制定の趣旨でございますが、地方公務員法の一部改正に鑑み、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、川越地区消防組合消防職員の退職管理に関する条例を制定しようとするものでございます。

制定の内容でございますが、第一条につきましては制定の趣旨を、第二条につきましては再就職者による依頼等の規制を、第三条につきましては任命権者への届け出を、第四条につきましては規則への委任についてそれぞれ定めようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を平成二十八年四月一日としようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一三 議案第五号 川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関

する条例の一部を改正する条例を定めることについて
○片野広隆議長 日程第十三、議案第五号、川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第五号

川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十三日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

（斉木利之消防局長登壇）

○斉木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第五号、川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、任命権者の報告事項に職員の人事評価の状況、職員の退職管理の状況を加え、その他所要の規定の整備をしようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を平成二十八年四月一日としようとするものでございます。

平成二十八年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

ます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第十四 議案第六号 川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する

条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第十四、議案第六号、川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第六号

川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十三日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明をお願いします。

（斉木利之消防局長登壇）

○斉木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第六号、川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、長期にわたって職務に従しない職員を定数外とし、組合の実態に見合った職員定数とするため、川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、定数外の職員に係る規定を追加するものでございます。

内容といたしましては、地方自治法に基づく派遣職員、地方公務員法に基づく休職中の職員、育児休業中の職員及び配偶者同行休業中の職員を定数外にしようとするものでございます。

また、地方公務員法に基づく休職中の職員、育児休業中の職員及び配偶者同行休業中の職員が復職し、または職務に復帰することにより職員の数が定数を超えるときは、一年を超えない期間に限り、当該職員を定数の外に置こうとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を平成二十八年四月一日としようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。一質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一五 議案第七号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第十五、議案第七号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第七号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十三日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明をお願いします。

（斉木利之消防局長登壇）

○斉木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第七号、川越地区消防組合消防

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、第一条において、人事院勧告の内容に準じて給料月額を改正しようとするものでございます。第二条において、人事院勧告の内容に準じて給与制度の総合的見直しに伴う給料表の改正、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。第三条において、給与制度の総合的見直しに伴い、附則の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、第一条につきましては、給料表の一級のうち一号給から五十一号給まで、二級のうち一号給から三十一号給まで、三級のうち一号給から十五号給までの給料月額を引き上げようとするものでございます。

改定率につきましては、一級〇・四％、二級〇・二％、三級〇・一％、平均〇・一％でございます。

第二条につきましては、給与制度の総合的見直しを実施するため、川越市に準じて消防職給料表を改正しようとするものでございます。また、職務の級の分類の基準となる職務の内容を規定しようとするものでございます。

第三条につきましては、給与構造の見直しによる給料表の引き下げに伴う経過措置額について、平成二十八年三月三十一日限りで廃止しようとするものでございます。

附則でございますが、附則第一項につきましては、本条例の施行期日について定めようとするものでございます。施行期日につきましては公布の日とし、第二条、第三条及び附則第五項から第九項までは、平成二十八年四月一日とするものでございます。

附則第二項につきましては、本条例の適用日について定めようとするものでございます。適用日につきましては、第一条の規定による給料表の改正は、平成二十七年四月一日、その他の規定は施行日とするものでございます。

附則第三項につきましては、平成二十七年四月一日前の異動者の号給の調整について定めようとするものでございます。

附則第四項につきましては、給与の内払いについて定めようとするものでございます。

附則第五項につきましては、号給の切りかえについて定めようとするものでございます。

附則第六項につきましては、平成二十八年四月一日前の異動者の号給の調整について定めようとするものでございます。

附則第七項・第八項・第九項につきましては、給料の切りかえに伴う経過措置について定めようとするものでございます。

附則第十項につきましては、この条例の施行に関する規則への委任について定めようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第七号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて、質疑を申し上げます。

今、提案理由の説明がありました。職員給料ということで影響範囲が広く、また、中身についても種々あったとおりの多岐にわたる改正でございますので、改めてお伺いをいたします。

まず一回目といたしまして、今回の給与改定及び総合的見直しについて説明がご

ございましたが、背景及び概要について、お伺いできればと思います。

平成二十七年の人事院勧告、それから平成二十六年の人事院勧告に基づくもの。中身は二つ大きく分かれてあるかと思しますので、改めて概要についてお伺いをいたします。

(澤田英司総務課長登壇)

○澤田英司総務課長 御答弁申し上げます。

初めに、給与改定についてでございますが、平成二十七年の人事院勧告の内容に準じて、給与月額平均〇・一％の引き上げを実施しようとするものでございます。引き上げの対象となる職員は、消防士八十七人中八十七人、消防副士長三十五人中三十人でございます。

引き上げ額につきましては、消防士が給料表の一級でございまして、平均二千八百六十八円、最大二千九百円の引き上げでございます。消防副士長が給料表の二級でございまして、平均千八百六十七円、最大二千九百円の引き上げでございます。

なお、給料表の三級につきましては引き上げはございますが、該当する職員はおりません。

次に、総合的見直しにつきましては、平成二十六年の人事院勧告の内容に準じて、消防職給料表の給料月額を国の俸給表に準じて改正するとともに、号給の継ぎ足しを全て廃止し、国の俸給表と給料月額及び号給の数を一致させることとし、給料月額を平均で二・〇％引き下げることとしております。

なお、経過措置といたしまして、平成三十三年三月三十一日までの間において、平成二十八年四月一日以降の給料月額が、平成二十八年三月三十一日の給料月額に達しないこととなる場合は、その差額に相当する額を給料として支給することとしております。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 内容について、お答えをいただきました。

まず、給与の引き上げについてですが、比較的若年者の給与引き上げということになるかと思えます。

一方で、総合的見直しについては、平均で二・〇％の引き下げということになります。消防職員の皆さんは、市民生活の中でも特に住民の生命・安全対策にかかわる業務に従事されておりますので、引き下げに当たっては、職員の士気に影響する部分も多分にあるかと思えます。

あわせて、消防職員に関しては労働基本権の制約を受けているということもありませんので、改めてその中身について具体的にお伺いしておく必要を感じたところでございます。幾つかのモデルケースを挙げて、具体的な引き下げ額がどういふふうになるのかをお伺いできればと思います。

現在、二十二歳で入職をされた職員の方々が四十五歳、また六十歳になったケースで、改正前の給料表と比べてどれぐらいの給料の引き下げになるのか、インパクトがどれぐらいなのか、この点について、具体的な額でお伺いできればと思います。以上です。

(澤田英司総務課長登壇)

○澤田英司総務課長 御答弁申し上げます。

給与の総合的見直しの実施前と実施後との比較についてでございます。

現在、二十二歳の職員が四十五歳で消防司令補の階級に、六十歳で消防監の階級にそれぞれ仮に昇任していったとするモデルケースでお答えいたします。

まず、四十五歳時点の給料月額の見込みにつきましては、総合的見直しの実施前と実施後を比較いたしますと二千百円の引き下げとなります。次に、六十歳時点の給料月額の見込みにつきましては、総合的見直しの実施前と実施後を比較いたしますと九千九百円の引き下げとなります。

以上でございます。

○片野広隆議長 他に御質疑ありませんか。一質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議あり・なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 異議がありますので、本件については起立により採決を行います。本件を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○片野広隆議長 起立多数であります。よって、本件を原案どおり可決することに決意いたしました。

△日程第一六 議案第八号 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越

市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第十六、議案第八号、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第八号

川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十三日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明(消防局長)

平成二十八年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

(齊木利之消防局長登壇)

○齊木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第八号、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、川越市一般職の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正に伴い、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち、川越市条例を準用する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、川越市一般職の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の題名が川越市一般職の職員の分限に関する条例に改正されたことに伴い、第二条の表を改正しようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を交付の日としようとするものでございます。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を結びたいします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決意いたしました。

△日程第一七 議案第九号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第十七、議案第九号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第九号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて
川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十三日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

（齊木利之消防局長登壇）

○齊木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第九号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、対象火気設備等の位置・構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、省令の別表が改正されたことに伴い、別表第三に、気体燃料を使用するグリドル付こんろ及び入力が五・八キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器に係る離隔距離を追加するとともに、所要の規定の整理をしようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を平成二十八年四月一日としようとするものでござい

ます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一八 議案第一〇号 平成二十七年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

○片野広隆議長 日程第十八、議案第十号、平成二十七年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案第一〇号

平成二十七年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

平成二十七年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三千五百九十四千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十九億二千二百四十三万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第二条 地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

平成二十八年三月二十三日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明(消防局長)

○片野広隆議長 提案理由の説明をお願いします。

(齊木利之消防局長登壇)

○齊木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第十号、平成二十七年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書十のページを御覧いただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三千五百九十九万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十九億二千二百四十三万円にしようとするものと存じます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、十の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものと存じます。

第二条、地方債の補正は、十の三ページの起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額にあわせ、第二表地方債補正の金額に変更しようとするものと存じます。それでは、別冊の平成二十七年川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第一号)によりまして、御説明を申し上げます。

初めに、四ページの歳出から御説明を申し上げたいと存じます。

常備消防費一千百三十三万二千円の減額は、事務管理費及び消防車両整備に係る事業費の確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

職員人件費につきましては、財源の内訳を補正しようとするものと存じます。

次に、川越非常備消防費百万円の減額は、川越市消防団事務に係る事業費の確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

五ページに移りまして、川越水利施設費百八十九万二千円の減額は、川越市消防水利の増設に係る事業費の確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

次に、利子二千百十七万円の減額は、組合分利子の償還金額の確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページを御覧いただきたいと存じます。

負担金一億二千二万二千円の減額は、消防組合負担金といたしまして、常備消防費及び公債費の事業費の確定及び特定財源の追加に伴い、共通経費に係る川越市、川島町それぞれの負担金を減額しようとするものと存じます。

並びに、川越非常備消防費及び川越水利施設費の事業費の確定及び特定財源の減額に伴い、非常備消防費及び水利施設に係る川越市の負担金を減額しようとするものと存じます。

次に、物品売払収入六十五万九千円の追加は、不用品売払収入の確定に伴い、追加しようとするものと存じます。

次に、繰越金八千九百五十七万九千円の追加は、前年度剰余金といたしまして、剰余額の確定に伴い、追加しようとするものと存じます。

次に、雑入百万円の減額は、一般財団法人自治総合センターが実施、募集している助成の不採択に伴い、減額しようとするものと存じます。

三ページに移りまして、次に、消防債二千四百五十万円の減額は、消防施設整備事業債といたしまして、消防ポンプ自動車二台、防火水槽一基に係る事業費の確定に伴い、減額しようとするものと存じます。

次に、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、二千九万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものでございます。

なお、六ページにございます附表一につきましては地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を結びたいと存じます。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一九 議案第一一〇号 平成二十八年川越地区消防組合一般会計予算

○片野広隆議長 日程第十九、議案第十一号、平成二十八年川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第一一〇号

平成二十八年川越地区消防組合一般会計予算

平成二十八年川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五十億四千九百三十八万七千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表地方債」による。

(一時借入金)

第三条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

平成二十八年三月二十三日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

(斉木利之消防局長登壇)

○斉木利之消防局長 ただいま上程になりました議案第十一号、平成二十八年川越地区消防組合一般会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書十一の一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十億四千九百三十八万七千円と定めようとするものでございます。

平成二十七年度当初予算と比較いたしますと、割合にして一・九%、額にして九千七百七十六万三千円の増額となっております。普通建設事業費の増額が主な要因で

ございまして、消防車両の更新整備及び防火水槽の増設等に伴う増額が主なものでございまして。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を十一の二、十一の三ページの第一表歳入歳出予算のとおり定めようとするものでございまして。

第二条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を十一の四ページ、第二表地方債のとおりに定めようとするものでございまして。

第三条、一時借入金への借入れの最高額を三億円と定めようとするものでございまして。

それでは、別冊の平成二十八年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

二ページを御覧いただきたいと存じます。

負担金の総額は、四十七億九千四百四十六万六千円を計上いたしました。

消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町、それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費から成る内容でございます。

次に、消防使用料は八十万円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまして、消防庁舎に設置されております自動販売機に係る見込み額でございます。

三ページに移りまして、消防手数料の総額は、三百三万円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料に係る見込み額でございます。

次に、利子及び配当金は、四十四万三千円を計上いたしました。基金利子といたしまして、職員退職手当基金に係る見込み額でございます。

次に、物品売払収入一千円は科目の設定でございます。

次に、繰越金は五千万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

四ページに移りまして、預金利子一千円は科目の設定でございます。

次に、受託収入の総額は、七百六十三万九千円を計上いたしました。受託収入といたしまして、川越自警消防費、川越水防費から成る内容でございます。

次に、雑入の総額は、一千四百七十七万七千円を計上いたしました。支弁金といたしまして、関越高速道路救急業務支弁金、雑入といたしまして、川越市、川島町、それぞれの消防基金支払金収入及び余剰電力売却収入等の見込み額でございます。

五ページに移りまして、消防債の総額は一億七千八百三十万円を計上いたしました。消防施設整備事業債といたしまして、消防ポンプ自動車三台、化学車、高規格救急自動車各一台、高度救命処置用資機材及び防火水槽の整備に係る見込み額でございます。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。六ページを御覧いただきたいと存じます。

議会費の総額は、七百二十四千円を計上いたしました。消防組合議会議員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

七ページに移りまして、総務管理費でございます。一般管理費の総額は三百七十五万円を計上いたしました。特別職の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

次に、公平委員会費の総額は、九万八千円を計上いたしました。公平委員の報酬に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、監査委員費の総額は、三十八万八千円を計上いたしました。監査委員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

九ページに移りまして、消防費でございます。常備消防費の総額は、四十三億四千二百八十一千円を計上いたしました。事業概要につきましては、職員人件費、火災予防対策、救急高度化及び消防車両整備等の常備消防に係る事業の内容でございます。

主な事業につきまして申し上げます。

職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費に係る所要額でございます。

次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利厚生及び給貸与物品等に係る所要額でございます。

次に、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び市町民の防火意識の高揚を図るための普及啓発に係る所要額でございます。

次に、消防車両整備につきましては、消防ポンプ自動車及び指令車各二台、化学車、高規格救急自動車、機材運搬車、広報車各一台の更新整備に係る所要額でございます。

次に、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成及び救急隊員の教育等に係る所要額でございます。

次に、消防通信整備につきましては、高機能消防指令センター等の維持管理及び無線機の整備等に係る所要額でございます。

次に、川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の警防・救急・救助の各事業費につきましては、消防活動資機材の整備に係る所要額でございます。

十四ページに移りまして、常備施設費の総額は、一億六百五十二万六千円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費、消防庁舎改修の各事業でございます。

主な事業につきましては申し上げますと、消防庁舎改修につきましては、川島消防署外壁等改修工事に係る所要額でございます。

次に、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は、九千九百九十七万二千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団施設管理、消防団車庫建設、消防団車両管理及び消防団の車両整備の各事業でございます。

主な事業につきましては申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防団の装備等の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。消防団車両整備につきましては、川越市消防団福原分団に配備する消防

ポンプ自動車に係る所要額でございます。

十六ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は、三千二百九万八千円を計上いたしました。川島町消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業につきましては申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防団の装備等の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。

十七ページに移りまして、水利施設費でございます。

川越水利施設費の総額は、一億七百八十四万七千円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理、防火水槽一基の新設工事及び消火栓の設置等に係る所要額でございます。

次に、川島水利施設費の総額は、三百四十七万三千円を計上いたしました。川島町に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。

十八ページに移りまして、自警消防費でございます。

川越自警消防費の総額は、四百四万二千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務及び川越市自警消防隊資機材管理の各事業でございます。自警消防隊に対する補助金及び資機材等の維持管理に係る所要額でございます。

次に、前年度計上いたしておりました川島自警消防費でございますが、本年度の計上はございません。

次に、水防費でございます。

川越水防費の総額は、三百五十九万七千円を計上いたしました。川越市水防団運営事務につきましては、水防団員の共済費、旅費等に係る所要額でございます。

二十ページに移りまして、公債費でございます。

元金の総額は、三億二千九十万一千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の元金償還に係る所要額でございます。

次に、利子の総額は、一千三百八十九万七千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の利子償還に係る所要額並びに一時借入金の子の利子の見込み額でございます。

二十一ページに移りまして、予備費でございます。

予備費といたしまして、四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページでございます。歳入歳出予算事項別明細書総括にまとめたものでございます。

なお、二十二ページ以降にございます附表一及び附表二につきましては、給与費明細書及び地方債に関する調書でございますが、省略させていただきますと存じます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後二時十五分 休憩

午後二時十九分 再開

○片野広隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第十一号、平成二十八年度川越地区消防組合一般会計予算について、質疑を申し上げます。

提案理由の説明の中にありましたが、前年比一・九%増ということの予算だそう

です。ことし一年、どういった消防組合の事業や活動になるのかということ、全体を見て少し気になった点、それから新年度行われる事業等について、二項目ばかり質疑を申し上げたいと思います。

まず一点目ですが、提案説明の中を拝見させていただいて、前年比で、額的にはそれほどの金額ではありませんが、割合で少し変動があったものに、川越市自警消防隊運営事務にかかわる費用の減額がありました。どういったものについて原因で減額になっているのか、また、今後どのような費用がこの中に入ったり、影響があるのか、この点について、お伺いしておきたいと思えます。

二点目ですが、近年、火災の消火活動が困難な区域、過去には議場での議論もあったように聞いていますけれども、火災において、特に消火活動が困難な狭隘地域の議論がございます。火災があった場合には、こういう狭隘地域に関しては、特に距離が長いところになると、消火に赴く際に時間がかかったり、被害が大きくなるということがあります。まちづくりの実態からすると、抜本的に道路の状況が変わったりする難しい状況などもあるかとは思いますが、そういった問題をどういうふうに解決していくのかという視点でお伺いしておきたいと思えます。

まず、一回目といたしまして、狭隘地域の現状がどのようになっているのか。消防組合管内における実態と、それから、その中でもとりわけ大きな問題となっております寺尾地域の状況について、お伺いができればというふうに思います。

一回目については、以上といたします。

(澤田英司総務課長登壇)

○澤田英司総務課長 御答弁申し上げます。

まず、川越市自警消防隊運営事務に係る減額の主な要因等についてでございます。減額の主な要因につきましては、自警消防隊の解散に伴う機具置き場及び火の見やぐらの撤去の要望がなかったことから、工事請負費が減額されたことが主な要因でございます。

次に、今後についてでございますが、機具置き場及び火の見やぐらの撤去につき

まして、自警消防隊から要望があった場合に、川越市所有のものにつきましては工
事請負費として計上し、自警消防隊所有のものにつきましては、川越市火の見やぐ
ら等解体撤去補助金交付要綱に基づき、補助金として計上することとなります。
以上でございます。

(島村昭仁警防課長登壇)

○島村昭仁警防課長 狭隘地域の現状につきまして、御答弁申し上げます。
消防組合管内における道路狭隘地域につきましては、川越市二十カ所、川島町二
カ所の合計二十二カ所でございます。

川越市二十カ所の中でも、最も広範囲となる区域が寺尾地区でございます。その
範囲は、東西に約一・三キロメートル、南北に約〇・九キロメートルに及んでおり
ます。このような広範囲に及ぶ道路狭隘地域においては、消防活動上、重大な支障
が生じる可能性が非常に高いことから、当該区域を東西南北四つのブロックに区切
り、それぞれ車両の進入経路、車両の部署位置、防衛体制等を定めた署警防計画を
あらかじめ策定し、消防部隊の活動対策に万全を期しております。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。

一項目の自警消防隊運営事務に係る減額については承知をいたしました。要望
等があれば、これに対応するものだとということで、今回については特にそういう要
望が少なかったことに伴うものだというふうに理解をいたしました。

いずれにいたしましても、自警消防隊ということで、自発的に市民の方々が組織
をされるものについての対応ということで、今後の推移を見守っていただければと
思います。

さて、狭隘地域の現状でございますけれども、川越市には二十カ所ある。それか
ら、川島町には二カ所ということで、狭隘地域ということできちんと位置を特定し
て対処がされているような御答弁でありました。そういった対処が大変重要なとこ

ろであります。

特にその中でも寺尾地区に関しては大変広大な地域ということで、四つのプロッ
クに区切って計画を定めて対処されているようです。

こういった狭隘地域に住んでおられる住民、寺尾地区もそうですけれども、狭隘
地区の住民は、みずから住まわれているということで、そういった狭隘地区は火災
のときなどにどういふふうに対応されるのかということは大変関心を持って皆さん
御覧になっていただいています。

そこで二点目ですが、そういった地域の消防活動対策について、特に今回は寺尾
地区における消防活動対策について、具体的にどういふふうに対応組合として対応
されているのか、お伺いしたいと思います。

視点として、三つお聞きをしたいと思います。

一点は、装備面です。どういった装備によって、狭隘地区の消防活動対策が行わ
れているのか。

また、視点の二つ目ですが、そういったところのソフト対策。訓練や消火対策な
ど、どういった方法によって、そういったところに対しての活動を行うような訓練
を日ごろからやられているのかという点。

それからもう一点は、当該地域は線路によって東西が分かれるような地域の状況
になっているかと思いますが、この線路を挟む対応について、どのように対応して
いるのか。

三点を中心にごどのような活動をされているのか、お伺いをいたしまして、二回目
といたします。

(岸 康弘川越中央消防署長登壇)

○岸 康弘川越中央消防署長 寺尾地区における消防活動対策につきまして、御答弁
申し上げます。

初めに、消防装備の状況についてでございます。
消火活動に困難を来すおそれのある狭隘地域が点在する寺尾地区において、火災

に対する消防装備の対策といたしましては、通常、建物火災に有効な消火薬剤を積載、活用する圧縮空気泡消火装置を装備した小型の消防ポンプ自動車を平成二十四年度に高階分署に配備いたしました。

次に、通常業務における対策といたしましては、先ほど答弁がありました署警防計画に基づき、消防車両等により寺尾地区へ出向し、道路状況並びに消防水利の状況についての確な把握に努めております。

また、狭隘地域に限らず、火災現場活動の原則は、火元建物の火勢制圧による人命救助を最優先とするとともに、延焼防止を主眼とし、効果的な消防活動を展開するため、日々、あらゆる場面を想定した活動訓練や図上訓練を実施しております。

次に、鉄道線路に対する対策についてでございます。

初めに、事前対策といたしましては、署警防計画において、消防車両等の踏切通過の可否や、ガード通過の可否の状況を他の消防署所へ情報提供し、消防部隊が的確な進入経路の選択を行うこととしております。

また、高階分署の出場体制は、小型の消防ポンプ自動車を先行車両として火点に直行し、水槽付消防ポンプ自動車を中継車両とした連携体制としております。

さらに、火災出場時の対策といたしましては、これらの踏切、ガード通過可否情報をもとに、出場した消防部隊がそれぞれ進入予定経路や車両部署予定位置を消防指令センターへ途上報告するとともに、同指令センターからの指示・支援情報に基づき、早期に火元建物を包囲する体系を確立し、効果的な消防戦術を展開することとしております。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 御答弁をいただきました。

装備や体制についての御答弁であったかと思いますが、特徴的なところとしては、狭い地域に対応できるように小型の消防ポンプ自動車が配備されている。また、この車両を先行出場させるといような対応で対応するというところで、踏切の対応方

法などについても、計画に基づいて訓練等が行われているということでございます。

改めて、そういった状況をどういうふうに住民と共有するか。とりわけ、火災においては、現場の方々がまず一番最初に現場におられて要請をするというような形になりますので、住民がいろいろなることを知ったり、訓練をしたり、参加する機会が大事かと存じます。

同時に、今、まちづくりに関してもさまざまな議論がされていて、住民がまちづくりにかかわり、いろいろな意見を持って出てきているときに、そういった住民のさまざまな関心と一致をして、そういうところで議論をし、災害に強いまちにするためにどういうことが必要なのか。それから、中長期にわたるようなさまざまな問題を、住民と議論していくことが非常に重要な問題だというふうに考えます。

現在、川越市では地域会議、地区会議のようなものが設置をされたり、また、そういった中の部会等で住民の方々がいろいろ関心を持ってまちづくりや防災などに興味を持たれて、幅広い方が参加できるような状況が進み始めている中でございますので、こういった問題とあわせて議論をしたり、必要な訓練や周知を連携させていくことは大変有意義なことだというふうに私は考えるものであります。

そこで、この問題の最後に、消火活動困難地域における全般的な対応、今後の活動対策について、組合はどのように考え、それから住民とのかかわりでもどういうふうなことをしていったらいいのか。そういうような展望等があればお伺いをいたしまして、私の質疑といたします。

(木村圭夫次長登壇)

○木村圭夫次長 御答弁申し上げます。

消火活動困難地域における活動対策につきましては、火災時には住民による初期消火が非常に重要なことから、自主防災訓練、防火教室等において訓練、指導を重ねているところでございますが、消火活動困難地域となる道路狭隘地区につきましては、地域住民が集まる地区行事、自治会会議等の場もとらえ消防車両の通行障害

となる路上駐車禁止、また、路上にはみ出した樹木の枝切り、物品の除去等につきましてもあわせて依頼し、消防部隊が迅速かつ円滑に消火活動を行えるよう地域住民とともに努めてまいります。

以上でございます。

○片野広隆議長 他に御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程追加

○片野広隆議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第二十として日程に追加し、これを議題とし、実施したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第二十として日程に追加し、これを議題とすることに決定いたしました。

△日程第二〇 一般質問について

○片野広隆議長 日程第二十、一般質問についてを議題といたします。

発言を許可します。

近藤芳宏議員。

(近藤芳宏議員登壇)

○近藤芳宏議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております災害や緊急時の救急医療体制について質問をさせていただきます。

国語辞典によりますと、災害とは地震、台風、洪水、津波、噴火、干ばつ、大火災、感染症の流行などによって引き起こされる不時の災い。また、それによる被害と記されております。さらに、大規模災害とは、大地震、大洪水など、広い範囲にわたり被害額の大きい災害とされております。

そこで、この大規模災害により多数の傷病者が発生した場合には、川越地区消防組合と各医療機関との連携はどうなっているのか、一点目として伺います。

次に、緊急時の救急医療活動などに役立てるものとして、川越市では平成二十四年十二月から運用されている救急キット及び救急情報シートがあります。平成二十四年度開始に当たり、住民登録上の六十五歳以上のひとり世帯に救急情報キットとして配布されています。その後も本年度に至り、民生委員の方を通じて、随時対応しているものと承知しております。川島町では、少し早く安心救急カードとして運用が開始されていると聞いております。

救急情報シートは、かかりつけの医療機関や薬、緊急時の連絡先などの情報を記入して冷蔵庫に保管しておくことにより、もしものときの救急活動などに役立てるものです。急病で一八九番通報したけれども、救急隊が到着したときには、本人が意識を失ってしまっていたような場合に、玄関の内側と冷蔵庫に張りつけられている救急情報マークにより、冷蔵庫内にある情報シートを確認し、緊急時の連絡先への連絡や、持病や服薬、かかりつけの医療機関の情報を搬送先に伝達するなど、救急医療活動を迅速に行うために役立てることになります。

実際に現場で活用するのは、救急隊員の方々です。そこで、実際に救急情報シートを活用した事案の件数と事例についてお尋ねします。あわせて、川越市及び川島町での救急キット、あるいは安心救急カードの配布世帯数もお聞きしておきます。続きまして、昭和六十二年より取り扱いが開始されております緊急通報システムについてです。

ひとり暮らしの高齢者等に対して、要件を備えている対象者には、日常生活における緊急事態発生時に、消防本部に緊急通報ができる装置を貸与しているものと承知しております。この緊急通報システムは、現在、川越市では福祉部の高齢者いきがい課、障害者福祉課、川島町では健康福祉課が所管しているようですが、その運用に当たっての連絡体制についてはどのようになっていくのか。また、緊急通報時や現場到着時に対応がない場合の対応について伺います。

国勢調査によりますと、川越市の場合ですが、六十五歳以上のひとり暮らしの世帯数は、平成七年には二千八百二世帯が平成二十二年には一万二百三十九世帯と順次増加し、平成二十七年の推計値では一万四千七百六十五世帯、平成三十七年には一万八千四百四十五世帯と推計されております。

そこで、過去五年間の緊急通報システム加入者数と昨年の受信件数及び情報の更新についてはどのようになっているのか、お伺いをします。

以上、一般質問とします。

(吉田和広救急課長登壇)

○吉田和広救急課長 大規模災害時における救急搬送体制及び受入医療機関について、御答弁申し上げます。

大規模災害により多数の傷病者が発生した場合の対応でございますが、川越地区消防組合では震災対応マニュアルに従い、救急活動を実施することとしています。

災害が発生した場合の救急搬送体制については、けがをした被災者が最寄りの避難所や救護所等に多数詰めかけることが予想されます。その救護所等において対応が困難な傷病者については、医師や看護師等の判断により救急車の要請を行います。

受入医療機関につきましては、埼玉県救急医療情報システム及び広域災害救急医療情報システムを用い、県内災害拠点病院や管内救急告示医療機関を中心に搬送先を選定していく計画となっております。

そのほかには、川越市・川島町地域防災計画に従い、災害現場の医療救護班等と連携を図りながら救急活動を行う予定でございます。

引き続きまして、救急情報キットの活用効果について御答弁申し上げます。

平成二十四年十二月から運用され、平成二十八年二月二十九日現在、救急キット及び救急情報シートを使用した事案は二十件あり、有効事例でございますが、知人からの通報で傷病者との接触時、本人からの聴取は困難で、救急情報キットで情報を収集しました。傷病者接触から十二分後には病院選定を開始して、救急告示病院に搬送しました。なお、初診時、傷病名は脳血管障害で重症であり、情報収集が遅延していた場合はさらに症状の悪化が推測される事案でありました。救急隊が現場活動において取り扱いには細心の注意を払っております。

なお、配布世帯数は、現在、川越では一万四千三百世帯、川島町では五百五十二世帯でございます。

以上でございます。

(谷島忠雄指揮統制課長登壇)

○谷島忠雄指揮統制課長 御答弁申し上げます。

緊急通報システム運用に当たっての市及び町の関係部局との連絡体制についてでございます。さらに、応答がない場合の対応についてでございます。

緊急通報システムにより通報を受け、出動した場合は、要請者名、傷病程度及び搬送先等について、開庁日は即時、夜間・閉庁日は翌開庁日の朝に、市は福祉部高齢者いきがい課、町は健康福祉課へ連絡することで情報連絡体制を確保しております。

また、緊急通報時において応答がない場合は、消防車一台、救急車一台を出動させ、迅速かつ確実な現場対応ができる体制を構築しております。

なお、現場到着し、呼び出しに応答がない場合は、市・町が取り交わす承諾書等に基づき、窓等を破壊し、傷病者の救護活動を実施いたします。

次に、過去五年の緊急通報システム加入者数、昨年の受信件数及び情報の更新についてでございます。

緊急通報システム過去五年の加入者数につきましては、平成二十三年が七百九十

三人、平成二十四年が八百八人、平成二十五年が七百八十三人、平成二十六年が六百九十一人、平成二十七年が六百五十六人、平成二十八年は二月二十九日現在六百九人でございます。

受信件数につきましては、平成二十七年が千九百四十七件で、その内訳は、救急出動が九十五件、警戒等の出動が四十件、相談・誤報及びその他テスト通報を含み、千八百十二件でございます。

なお、情報の更新につきましては、月に一回程度、市または町の職員が最新の情報に更新しております。

以上でございます。

(近藤芳宏議員登壇)

○近藤芳宏議員 おのの御答弁をいただきました。

最初に、大規模災害時の川越地区消防組合と各医療機関との連携についてです。

川越地区消防組合では、震災対応マニュアルに従い救急活動を実施することとしており、救護所等において対応が困難な傷病者については、医師や看護師等の判断により救急車の要請が行われ、救急医療情報システムを用いて搬送先を選定していく計画とのことです。また、災害現場では、医療救護班等と連携を図りながら救護活動を行う予定であることも理解いたしました。

震災対応マニュアルに従い救急活動を実施することとしているとのことでありませんが、特に医療機関との連携について、これまでに訓練を行ったことはあるのでしょうか。実際に大震災を想定した医療機関との連携訓練を実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。御答弁を求めます。

次に、救急キット及び救急情報シートについてですが、これまでに活用した事案は二十件ということで、配布世帯数に比べて活用している比率は必ずしも多くないようですが、有効事例も御答弁いただきました。

そこで二回目ですが、救急情報シート及び救急キットを活用した救急隊員からはどのような御意見があるのか、お聞かせください。

続きまして、緊急情報システムについては、市・町との情報連絡体制が確保されていること、また、受信後の応答がない場合の対応については理解をいたしました。過去五年間の緊急通報システム加入者数については、平成二十三年が七百九十三人、平成二十四年が八百八人ですが、その後減少し、平成二十八年は二月二十九日現在六百九人ということです。

先ほど川越市の例によって六十五歳以上のひとり暮らしの世帯数の推計値を私のほうから申し上げましたが、緊急通報システムの対象となる方々が増加していると推察されますが、広報や周知がしっかりとなされているのか、懸念します。そこは市や町の所管の役割であろうと考えますので、これは申し上げておきます。

昨年の受信件数及び情報の更新について御答弁をいただきました。平成二十七年中の救急出動が九十五件、警戒等の出動が四十件ということで、いただいている消防年報によりますとここ三年はほぼ似たような傾向ですが、誤報も多いようです。詳細な検証はここではいたしません、本日は救急情報システムを実際に現場で運用されている消防隊員の方々の御意見をお聞かせください。

以上、二回目とします。

(高野春雄次長登壇)

○高野春雄次長 大規模震災を想定した医療機関との連携訓練につきまして、御答弁申し上げます。

大震災を想定した医療機関との連携訓練についてでございますが、大震災時には医療機関との通信の途絶が予想されるため、当組合では、震災対応訓練の部分訓練としまして仮想的医療機関を設定し、消防救急班が電話や職員派遣等で連絡調整を図る机上での訓練を実施しております。

これまで実際に医療機関との合同訓練を行った経緯はございませんが、次年度管内で災害拠点病院に指定されております埼玉医科大学総合医療センター等と大規模災害を想定した合同訓練につきまして、今後、具体的な検討をしていく予定でございます。

続きまして、救急情報キットを運用した救急隊員の意見について御答弁申し上げます。

救急情報キットにつきまして全救急隊員に意見を聴取したところ、傷病者及び家族の情報がわかり、大変有効であったとの回答を得ました。

また、問題点としましては、三点ほどの回答がございました。

一点目としまして、内容が個人情報のため、取り扱いに注意したこととでございます。

二点目としまして、救急情報シートに情報が記載されていないことや、情報の更新がされていないことがございました。

三点目としまして、救急キットの確認のシールが玄関裏側に張られていないことや、わかりづらい場所に張ってあったことがあるとのこととでございます。

以上でございます。

(谷島忠雄指揮統制課長登壇)

○谷島忠雄指揮統制課長 御答弁申し上げます。

現場の隊員から緊急通報システムについての意見でございます。

例を挙げますと、ペットのネコが発信ボタンの上に乗ってしまい、通報してしまったり、物が落下し、発信ボタンを起動させてしまう等、誤って通報してしまうケースがあり、装置を壁かけ式、またはカバーつきにすることでそのようなことが改善され、より確実な通報となるのではないかとこの意見がございます。なお、旅行等の外出時にブレイカーを落としてしまい、装置の電源異常により通報されてしまうケースもございます。

以上でございます。

(近藤芳宏議員登壇)

○近藤芳宏議員 三回目になります。

大震災を想定した医療機関との連携訓練については、次年度、埼玉医科大学総合医療センター等と大規模災害を想定した合同訓練につきまして、今後、具体的な検

討をしていく予定との御答弁であります。

仮定の医療機関との机上での訓練ではなく、大規模災害を想定した合同訓練の早期実施に向けて具体的な協議を進めていただきたいことを申し上げます。

次に、救急キット及び緊急情報シートについてですが、現場で活用している救急隊員の貴重な御意見を伺いました。大変有効であったということですが、問題点もございました。シートの情報について記載していないことや、更新がされていないことについては、御本人だけではなく、御家族の方などの協力も不可欠と考えます。シールを張る場所については、玄関の内側や冷蔵庫の外側に張ることについてを救急キットを配布する際など、あるいは広報などによりしっかりと周知していく必要性を改めて確認させていただきました。また、わかりやすい場所といっても、防犯上、決して玄関の外側に張るようなことがないように注意しなければなりません。本日いただいた御意見については、市・町における対応が求められることを申し上げます。

続きまして、緊急情報システムについても現場からの御意見をいただきました。

参考にさせていただき、市・町において改善できないか、検討する必要性を感じた次第であります。

緊急情報システムについては、平成十六年度までは国庫補助金があったようですが、平成十七年度からは、市・町の単独事業となっており、市・町においては予算措置の課題もあろうかと推察いたします。今後とも高齢者の単独世帯の増加が見込まれる状況において、緊急情報システムの有効な活用について市・町が指導する中で連携して検討がなされることを期待します。

以上、私の一般質問とさせていただきます。

○片野広隆議長 以上をもって通告者の質問は終わりました。これをもって一般質問を終わります。

△閉 会

○片野広隆議長 以上をもって川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二 議席の指定及び一部変更について

議席の指定及び一部変更を行った。

日程第三 選任第一号 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員の選任について

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員の選任を行った。

日程第四 議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第五 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第六 会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第七 監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第八 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告した。

日程第九 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一〇 議案第二号 川越地区消防組合行政不服審査法施行条例を定めることについて

原案可決

日程第一一 議案第三号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて

原案可決

日程第一二 議案第四号 川越地区消防組合消防職員の退職管理に関する条例を定めることについて

原案可決

日程第一三 議案第五号 川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一四 議案第六号 川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一五 議案第七号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一六 議案第八号 川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一七 議案第九号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一八 議案第一〇号 平成二十七年川越地区消防組合一般会計補正予算（
第一号）

原案可決

日程第一九 議案第一一号 平成二十八年川越地区消防組合一般会計予算
原案可決

日程第二〇 一般質問について

議員一人が一般質問を行った。